

第2号議案 兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第3章 保 険 給 付

(出産育児一時金及び出産手当金)

第20条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の世帯に属する組合員又は准組合員に対し出産育児一時金として380,000円を支給する。ただし、他の法律によりこの給付の支給を受けることができる者にはこれを行わない。

- 2 組合は、組合に加入後6ヶ月以上経過した准組合員が出産後、引き続き准組合員として勤務し、前項による新生児の育児を行うときは、当該被保険者の属する世帯の准組合員に対し、出産手当金支給規程により手当金を支給する。  
ただし、対象者であっても被保険者資格を喪失した者には支給しない。

(改 正)

第3章 保 険 給 付

(出産育児一時金及び出産手当金)

第20条 略

2 略

付則

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第20条第1項の規定の適用については、同条第1項中「380,000円」とあるのは、「420,000円」とする。